

診療材料等調達支援業務プロポーザル評価基準表

1 評価項目及び評価内容について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

No.	評価項目	評価内容		配点	
1	全体評価	提案内容的確性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	5	20
			業務を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。	5	
		提案内容の実現性	実施方法等が具体的で実現性があるか。	5	
		事業への理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。	5	
2	提案内容	納入価削減	材料費削減に向けて具体的な価格削減計画が示されているか。 【視点】 ・ 契約期間内における当院の経費削減の目標額等 ・ どのような手法により納入価の削減を行っていくのか	10	25
		調達業務	(1) 当院が必要とする診療材料等、並びに新規採用物品の要求にも対応できるか。 (2) 常に病院運営に支障が生じることがないように、必要な診療材料等が必要な時に使用できるよう納品できる体制が示されているか。 (3) 災害等の緊急時に当院が必要とする診療材料等をできる限り迅速に納品できる体制が示されているか。	10	
		価格交渉	価格交渉に係る開示、報告及び分析ができる運営体制が示されているか。 【視点】 ・ 計画的及び効率的に価格交渉を行い、適正な価格で物品を調達できる体制が示されているか ・ 市場価値（ベンチマーク）、価格交渉の結果の開示及び報告する際の運用体制 ・ 市場価値（ベンチマーク）を分析し、価格交渉に生かすことができるか	5	

3	運営体制	公平性、公正性	(1) 卸業者間の競争を妨げることなく、公平性及び公正性が確保されているか。 (2) 調達プロセスの透明性は確保されているか。	10	25
		受託準備体制	(1) 材料費削減に速やかに移ることのできる業務開始までの具体的かつ効率的な構築スケジュールが示されているか。 (2) 病院運営に支障をきたすことのないよう適切なスケジュールが示されているか。	5	
		会社概要、経営状況	業務を主体的に実施できる体制・人員は確保されているか。	10	
		配置される人材	業務内容全般に精通し、経験を有している人材が選出されているか。		
		SPDとの協力体制	運営に支障をきたさないよう、当院SPD事業者と十分な連携が図れる運営体制が示されているか。		
4	見積金額	委託料概算見積金額	費用の積算が具体的で妥当なものか。	20	30
		委託料以外の経費	成果・成功報酬の設定は妥当なものか。	10	

(合計点)

100

2 評価の方法について

- ① 各審査委員は上記の評価項目及び評価内容に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- ② 各審査委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値
- ③ 各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者として特定する。
ただし、評価点が高点の場合には見積書の金額が低い者を受託候補者とする。
- ④ 提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。

※ 4見積金額 委託料概算見積金額：価格点（20点）× 提案者のうち最も低い見積価格 / 提案者の見積価格